

代表役員の変更について

(1) 宗教法人の役員変更

宗教法人の代表役員や責任役員は当然のこと、「監事」や「総代」などが各宗教法人規則で規定されている場合にはこれらの者も含めて、任期満了による交代（再任を含みます。）や、任期が設定されていなくてもいつか交代が行われます。

また、任期中であっても本人から辞任願が提出される場合もあります。

この場合には、後任者を選任することが必要となりますが、変更方法は各宗教法人規則に規定されていますから、必ず、その方法によって選任を行ってください。

なお、役員等の選任方法が、役員会や総代会などの「会議」である場合には、会議後に「議事録」を作成、保存しておいてください。下記(2)による変更登記の際などに使用する場合があります。

宗教法人規則の規定に基づかない選任は、不適切な選任ですから、場合によっては、重大な問題を生じさせることにもなりかねません。

また、任期満了を迎えたにもかかわらず、「その者が変更することはあり得ないし、規則中にも『再任を妨げない』旨が記載されている」などの理由により、宗教法人規則の規定に基づいて選任(再任)しない場合も不適切事例となります。

(2) 代表役員（代務者含みます。以下同様です。）の変更登記

宗教法人の代表役員は「登記事項」ですから、変更があった場合や再任をした場合には、法務局で変更の登記を行わなければなりません。

宗教法人法（第7章）においては、次のように規定されています。

- ・「第52条第2項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に ~中略~ 変更の登記をしなければならない。」(第53条)
- ・「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」(第52条第2項第6号)

なお、変更の登記の具体的方法（申請書や添付書類等）については、最寄りの法務局にお問い合わせください。

(3) 代表役員の変更登記完了後の手続き

宗教法人法において次のように規定されており、県に対して変更登記を行った旨を届け出てもらう必要があります。

・「宗教法人は、第7章の規定による登記(略)をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。」
(第9条)

この後、各宗教法人の代表役員名簿を修正しておいてください(次の方法をお勧めしていますので、参考にしてください。)

- ア 別の方が就任する場合
前任者を棒線で見え消しし新任者を追加記載する
- イ 同じ方が再任する場合
前の任期と後の任期が判別できるようにしておく

(4) 変更登記を行った旨の届出書類

次ページを御参照ください。

(5) 責任役員、総代等の変更

登記には関係しません。

宗教法人規則に基づいた選任作業が終了しましたら、各宗教法人の責任役員名簿や総代名簿等を修正しておいてください(上記(3)の代表役員名簿の修正方法を参考にしてください。)

責任役員や総代などは、変更したからといって、県に連絡等を行う必要はありません。宗教法人法第25条第4項の規定による「事務所備え付け書類の写しの提出」制度で、毎年、各役員名簿を県に御提出いただいておりますので、その対応のみとなります。

平成 年 月 日

宮崎県知事

殿

事務所の所在地

宗教法人「 」

代表役員 

代 表 役 員 変 更 届

このたび、下記のとおり代表役員を変更し、宗教法人法第53条の規定による登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

記

1 変更の理由

2 添付書類

・(変更後)登記事項証明書